

自己点検・評価報告書

新潟中央短期大学 自己点検・評価報告書

平成 30 年度

目次

自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価の基礎資料	2
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	10
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	10
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	13
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	17
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	20
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	20
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	30
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	38
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	38
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	44
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	47
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	48
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	52
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	52
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	55
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	57

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、平成 30 年度新潟中央短期大学自己点検・評価活動の結果を記したものである。

理事長

藤田 敏明

学長

石本 勝見

自己点検評価委員長

斎藤 竜夫

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

大正 9 年	加茂朝学校曹洞宗大昌寺内に設立
大正 15 年	新潟県知事より各種学校の指定を受ける
昭和 12 年	文部省令第 11 条による専門学校入学者無試験検定指定校となり、中学校として認可。財団法人大昌寺教学財団が設立認可され、当財団による経営となった
昭和 18	新中等学校令の公布により、中等学校修業年限が短縮され、校名を加茂朝学校より加茂朝中学校と改称
昭和 23 年	新制高等学校の発足に伴い、加茂暁星高等学校と校名を改称
昭和 26 年	私立学校法の施行により財団法人を学校法人に組織変更
昭和 33 年	これまでの定時制課程普通科の他に更に全日制課程商業科を設置
昭和 37 年	全日制課程普通科を設置
昭和 42 年	全日制課程衛生看護科を設置
昭和 43 年	文部大臣の認可(昭和 43 年 3 月 15 日)をうけて暁星商業短期大学商業科 1 部、2 部を設置
昭和 44 年	加茂暁星高等学校定時制課程廃止
昭和 56 年	暁星商業短期大学を加茂暁星短期大学に校名を変更 加茂暁星短期大学に幼児教育科を設置
昭和 61 年	加茂暁星短期大学を新潟中央短期大学に校名を変更、商業科を商学科に学科名を変更
昭和 62 年	新潟中央短期大学商学科 2 部を廃止、商学科 1 部を商学科に変更 加茂暁星高等学校に情報処理科設置
平成 2 年	加茂暁星高等学校に社会福祉科を設置
平成 4 年	新潟中央福祉専門学校介護福祉科設置
平成 6 年	新潟経営大学経営情報学部経営情報学科設置
平成 7 年	文部大臣より新潟中央短期大学商学科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける
平成 8 年	文部大臣より加茂暁星高等学校社会福祉科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける
平成 16 年	新潟経営大学経営情報学部競技スポーツマネジメント学科設置届出
平成 16 年	文部科学大臣へ加茂暁星高等学校商業科を I T コミュニケーション科へ科名変更に伴う寄附行為変更届
平成 17 年	新潟経営大学経営情報学部競技スポーツマネジメント学科設置(入学定員 40 人総定員 160 人) 新潟経営大学経営情報学部経営情報学科入学定員 150 人(総定員 640 人)に

新潟中央短期大学

	変更 加茂暁星高等学校商業科を IT コミュニケーション科に科名変更
平成 19 年	加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科募集停止 加茂暁星高等学校普通科入学定員 240 人を 280 人に変更 新潟中央短期大学幼児教育科入学定員 50 人を 80 人に変更
平成 20 年	新潟中央福祉専門学校介護福祉科(平成 20 年度生を)募集停止
平成 21 年	新潟中央福祉専門学校介護福祉科(平成 21 年度生以降も)募集停止 加茂暁星高等学校普通科入学定員 280 人を 240 人に変更
平成 21 年	文部科学大臣より新潟中央福祉専門学校介護福祉科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける 文部科学大臣より加茂暁星高等学校 IT コミュニケーション科廃止に伴う寄附行為変更認可を受ける
平成 22 年	新潟経営大学経営情報学部競技スポーツマネジメント学科をスポーツマネジメント学科に科名変更 新潟経営大学経営情報学部経営情報学科入学定員 150 人を 140 人に変更 新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科入学定員 40 人を 50 人に変更
平成 23 年	加茂暁星高等学校普通科入学定員 240 人を 200 人に変更
平成 26 年	新潟経営大学経営情報学部経営情報学科 3 年次編入学定員 20 人を 15 人に変更 新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科に 3 年次編入学定員 5 人を設ける 加茂暁星高等学校普通科入学定員 200 人を 160 人に変更 加茂暁星高等学校衛生看護科入学定員 40 人を 80 人に変更
平成 27 年	新潟経営大学観光経営学部観光経営学科設置に伴う収容定員変更認可
平成 28 年	新潟経営大学観光経営学部観光経営学科設置(入学定員 60 人、総定員 240 人) 新潟経営大学経営情報学部経営情報学科入学定員 140 人を 120 人に変更 新潟中央短期大学幼児教育科入学定員 80 人を 100 人に変更 加茂暁星高等学校衛生看護科を看護科に科名変更

<短期大学の沿革>

昭和 4 3 年	暁星商業短期大学(商業科第 1・2 部)設置
昭和 5 6 年	加茂暁星短期大学に校名変更。幼児教育科設置
昭和 6 1 年	新潟中央短期大学に校名変更。商業科を商学科に変更
昭和 6 2 年	商学科第 2 部を廃止。
昭和 6 2 年	体育館竣工
平成 5 年	新潟経営大学経営情報学部に改組転換のため商学科を募集停止
平成 7 年	商学科廃止

新潟中央短期大学

平成19年	幼児教育科募集定員を50人から80人に変更
平成28年	幼児教育科募集定員を80人から100人に変更
平成28年	校舎移転改築（加茂市希望ヶ丘2909番地2）

(2) 学校法人の概要

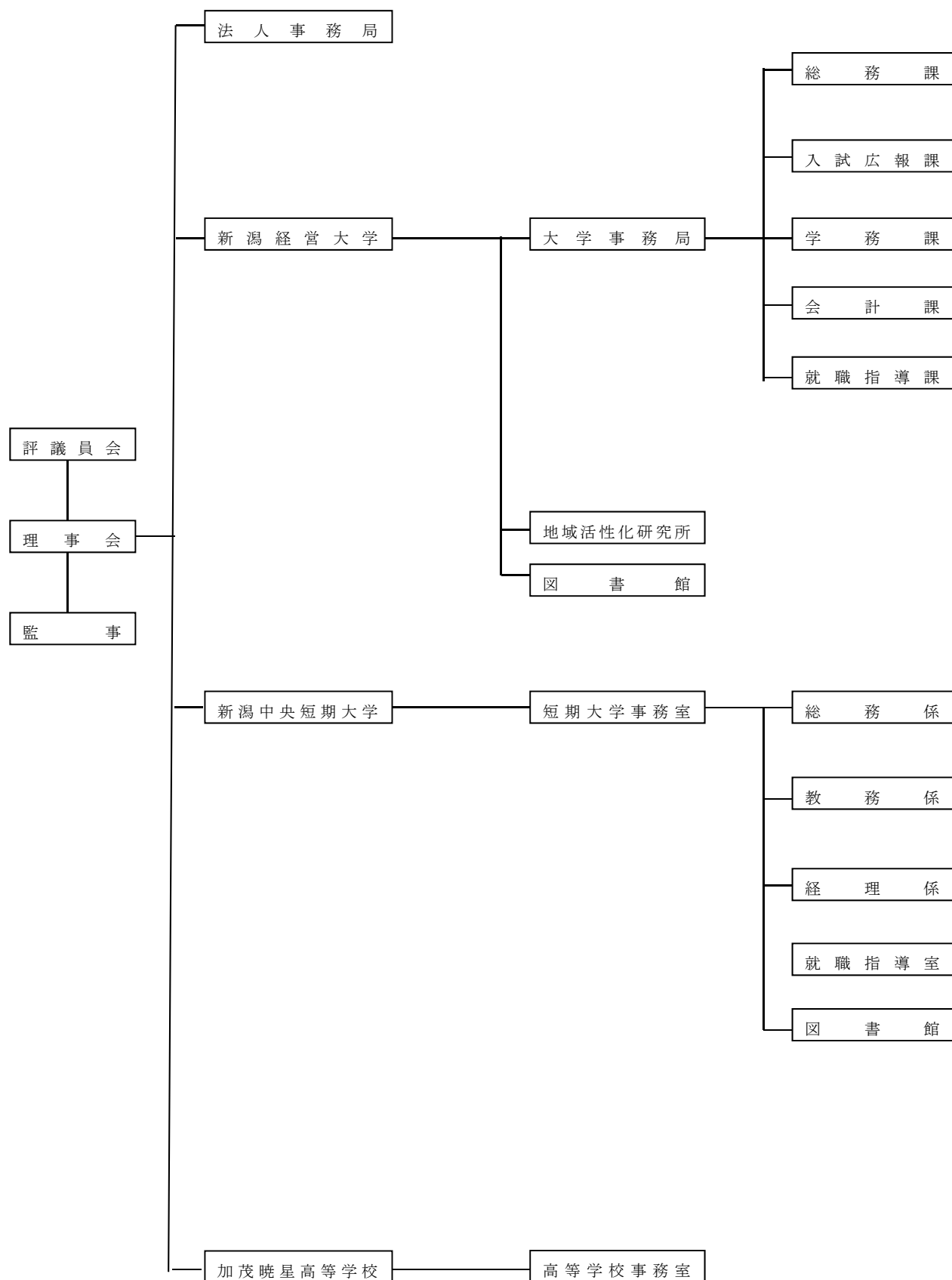
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成30（2018）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	230	920	668
新潟中央短期大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	100	200	176
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	240	880	606

※加茂暁星高等学校の人数は看護専攻科を含む

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 30 (2018) 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

各年7月1日現在（人）

地域	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
新潟県		2,316,224	2,298,557	2,288,718	2,269,143	2,248,381
うち18歳人口		22,017	21,999	21,931	21,321	21,136

■ 新潟県人口移動調査より (<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1194970556491.html>)

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 26 (2014) 年度		平成 27 (2015) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
	新潟	82	98.8	84	100	85	100	103	100	74
山形	1	1.2								
計	83	100	84	100	85	100	103	100	74	100

■ 地域社会のニーズ

新潟県教育委員会が公表した平成 30 年度大学等進学状況調査によると、新潟県における大学(学部)への志願者数は 10,334 人(過年度卒業者を含む)で、県内大学(学部)への志願者は 3,794 人(36.7%)で県外大学(学部)への志願者は 6,540 人(63.3%)となった。一方、短期大学(本科)への志願者数は 883 人(過年度卒業者を含む)で、県内短期大学(本科)への志願者は 574 人(65.0%)で県外短期大学(学部)への志願者は 309 人(35.0%)となった。このことから、大学進学希望者は県外志向が強いが短期大学進学希望者は県内志向が強い状況となっている。

区分	計	大学・短 大計	大学(学部)				短期大学(本科)				その他
			計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	
総数	11,388	11,217	10,334	2,662	871	6,801	883	4	67	812	171
県内	4,434	4,368	3,794	1,326	387	2,081	574	3	-	571	66
県外	6,954	6,849	6,540	1,336	484	4,720	309	1	67	241	105

※新潟県教育委員会『平成 30 年度教育調査資料第 3 集 大学等進学状況調査報告書』2 大学等志願状況第 3 表を一部抜粋

■ 地域社会の産業の状況

産業形態は、県下でもまれな複合産業が集積し、特に全国シェアの 70%を誇る桐たんすや家具、建具、屏風など、木工のまちとして全国的に高い評価を受けている。観光面でも、加茂市の花「雪椿」の群生地として脚光を浴びている。

加茂市では、ホームヘルパーと看護師・保健師による無料の手厚い在宅介護サービスの提供や、県内で最も安い保育料など、福祉水準の維持・充実に努めている。全域でスクールバスが運行され、子どもの安全面も守られている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



[加茂市ホームページより]

(5) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 30 (2018) 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページ、学生便覧で公表 http://www.niigatachuoh-ic.ac.jp/about/johokokai.html
2	卒業認定・学位授与の方針	ホームページ、学生便覧で公表 http://www.niigatachuoh-ic.ac.jp/about/johokokai.html
3	教育課程編成・実施の方針	ホームページ、学生便覧で公表 http://www.niigatachuoh-ic.ac.jp/about/johokokai.html

		jc.ac.jp/about/johokokai.html
4	入学者受入れの方針	ホームページ、募集要項で公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
5	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ホームページで公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
6	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	ホームページで公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
7	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	ホームページ、学生便覧で公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
8	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	ホームページ、学生便覧で公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
9	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	ホームページで公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
10	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	ホームページ、募集要項、学生便覧で公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html
11	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	ホームページで公表 http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書	ホームページで公表 https://www.niigataum.ac.jp/houjin/

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成30（2018）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、以下の規程を整備し管理・運用を行っている。また、科学研究費補助金に関しては、公的資金の理解及び運用方法を周知するため、応募時に科学研究費助成事業の取り扱いに関する資料の配付及び説明を行っている。

なお、研究費に関する公的資金の取り扱いに関する実績は、科学研究費補助金であり、運用方法は、補助金を保管する預金口座の通帳は事務局で保管し、補助金使用の際は短期大学の事務担当が処理し、短大事務長及び学長の決裁を経て、法人で支払処理を行う体制をとっている。

[公的資金の適正管理に関する規程]

- ①科学研究費補助金事務取扱要項
- ②公的研究費等の管理運営規程
- ③公的研究費等の不正使用に関する取扱規程
- ④公的研究費使用に関する行動規範
- ⑤研究活動の不正行為に関する取扱規程

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

新潟中央短期大学は、1920（大正9）年、加茂市の曹洞宗大昌寺に当時の住職西村大串が、地域の勤労青少年に勉学の場を提供し、禅の精神に基づく人間教育をめざして創立した「加茂朝学校」を母体とする。「朝学校」の設立趣意書の中で大串は「学、業のためにあり、業、又、学でなければならないのである」とし、その趣意書に基づく形で本学では「業学一如」を建学の精神としている。

本学の教育目的は「建学の精神に基づいて人格の陶冶を図り、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従って幼児教育に関する専門教育を行い、豊かな知性と情操、積極的な奉仕精神と実践力を錬磨し、地域社会、わが国及び地域社会の福祉に貢献する人材を育成することを目的とする」としており、教育基本法第1条、2条、6条、7条ならびに私立学校法第1条のいう学校の自主性・公共性・公益性に合致している。

本学ではこの建学の精神を本学ウェブサイトにおいて学内外に公表している。また、学生便覧に建学の精神、それに基づく教育方針・教育目標・3つのポリシー・学習成果として明示している。

オープンキャンパス・進学相談会等においては本学ウェブサイト・入学案内等を用いて建学の精神を示しており、高校生・保護者等に説明している。特にオープンキャンパスにおいては学長挨拶で本学の建学の精神・教育目標・3つのポリシーについて述べている。

学内では、プレカレッジ・入学式・卒業式において学長挨拶・学長式辞において建学の精神、それに基づく教育目標について説明を行っている。また1年次必修科目の「音楽表現」では学園歌を学び、その中で学園歌の歌詞と建学の精神に関して説明している。そのほかに、1年次生を対象に毎年実施している「参禅研修」は、本学の母体となる「加茂朝学校」が創設された曹洞宗大昌寺において行っている。住職による講話の中で、創設者西村大串が加茂朝学校に託した思い、趣意が語られている。学生にとって坐禅の体験学習は、建学の精神である「業学一如」の認識、理解の場となっている。

教職員間においても新年度教職員会議・新年度教授会において、学長から建学の精神に関する話があり、建学の精神を共有する場としている。

建学の精神・教育目標・3つのポリシーに関しては自己点検評価委員会において、定期的に確認し教授会に報告している。またその報告をもとに教育目標・3つのポリシー・学習成果等の見直しに利用されており PDCA サイクルが機能している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

保育研究会として平成 30 年度までに年 1 度、合計 36 回研究会を実施してきた。地域の保育実践の現場への貢献と連携を図る目的で、現場職員および一般住民に向けて、年に 1 回の割合で講演会等を実施し、研究機会の提供と情報の発信を行う本学主催のイベントである。

近年のテーマと講師はホームページ上に掲載のとおりである。現場保育者の希望に沿う内容で講師を招き、講義・ワークショップと実施している。保育現場の悩みを本校の授業にフィードバックする機会となっている。

現在、地域に開かれた大学づくりの一環として、本学は平成元年度から一般の方々を対象にした特別受講生制度を設けている。所定の課程を修めると修了証が授与される。開講科目については毎年、年度始めに地元広報紙を通して案内している。

さらに、新潟経営大学で実施されている教員免許講習会にて講師として参加している教員もいる。

社会連携・社会貢献の適切性については、キャンパスを置く近隣の田上町・加茂市との連携協定締結に基づき、連携活動について評価を得ている。特に、田上町における社会貢献の視点からは、放課後預かり保育の見守りなど、希望学生による有償ボランティアを通し、継続的に預かり保育の経験をさせていただいている。

さらに、田上町立認定こども園における園内研修会に本校から講師を派遣するなど、短大の人的・知的資源を活用し、地域社会に貢献している。

本学教員、学生による出張講座、出前保育については、地域の発展と文化の振興の一助になるという意図から、平成 15 年度より実施され現在も継続している。

長岡市子ども家庭課の依頼、子育ての駅イベント参加などでは、地域の大学・高校・中学生とも一緒に活動する機会を得ている。いずれの市町村においても、アンケート調査や学生による振り返りなど、活動の自主性・主体性を尊重しつつ、短大として学生の学びを実践する場を取り入れ、教育目標に沿うようねらいを持ち、進めており短大の学びの成果を適切に社会に還元する場となっている。

また、新潟中央短期大学が昭和61年から継続している「新潟中央短大ミュージカル」も34年目を迎え、「表現活動指導法」の授業の成果を毎年加茂文化会館で発表してきた。内容としては、毎年2学年の学生が全員で取り組むアクティブラーニング型の授業であり、50～60名の地域の子どもたちと一緒にミュージカルの舞台を作る。また、観客数は1200～1300名とかなり規模の大きな学校行事の一環にもなっている。保育士としての資質能力向上に結び付けた取り組みとして本学独自のカリキュラムとして位置づけられている。

地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等からの依頼により、教職員及び学生がボランティア活動を企画し、遊びを通じ、交流の中から学生は実践力を育む機会を得ている。

社会・地域貢献の適切性については加茂市、田上町を中心に燕、長岡市で活動している。学生は、毎年、キャンパスのある加茂市で4月に行われる雪椿まつり、7月の夏ザ・カーニバル、8月の夏の風物詩、加茂川夏祭りに積極的に参加し、地域に活力と彩りを与えている。ほかにも、公民館が主催するレク企画、サマーキャンプ等にも意欲的に参加の実績がある。

地域交流委員会が窓口になって学生を夏冬の長期休業期間等に保育所・幼稚園・社会福祉施設等に派遣している。ボランティアの実施にあたっては、事前事後の指導、派遣先との連携を密に取りながら特に安全面に配慮し年間を通して数十件の利用がある。地域の保育・福祉関係者から高い評価をいただいている。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神、教育目標を学生にしっかりと認識させるための取り組みを行いたい。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

教育目的・目標は建学の精神に基づき、学則第 2 条および学生便覧に明確に示している。本学ではそれらを本学ウェブサイトにおいて学内外に公表している。

オープンキャンパス・進学相談会等においては本学ウェブサイト・入学案内等を用いて教育目的・目標を示しており、高校生・保護者等に説明している。特にオープンキャンパスにおいては学長挨拶で本学の建学の精神・教育目的・教育目標・3つのポリシーについて述べている。

学内では、プレカレッジ・入学式・卒業式において学長挨拶・学長式辞において建学の精神、それに基づく教育目標について説明を行っている。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかに関しては、自己点検評価委員会において、「学習成果を焦点とした PDCA サイクル」に照らして定期的に確認し教授会に報告している(自己点検評価委員会議事録)。またその報告をもとに教育目標・3つのポリシー・学習成果等の見直しに利用されており PDCA サイクルが機能している。また平成 28 年度に新潟県内の幼稚園・保育園・福祉施設の理事長、園長、施設長を招いて本学の教育目的・目標またそれに基づいた人材養成が成功しているかについて意見交換会を行った。

また上記の過程において平成 30 年度より教育目標を変更した。

旧教育目標
(知識)
1 人間を愛し、自然を慈しむ心を基調に、幼児教育、保育及び児童福祉に関する専門的知識と理解を深め、知見を広める。
(技能)
2 幼児の心身の健全な発達を援助する技法を体験し、養護、芸術、レクリエーション等に関する基本的技能の習熟を図る。
(態度)
3 幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高め、常に自らの充実と向上を目指して積極的に研修する態度を養う。

新教育目標
子どものために 子どもと共に 学び続ける保育者

旧教育目標は知識・技能・態度の3つの視点から設定されたものだが、新教育目標では本学の建学の精神・教育目的をわかりやすい言葉で学内外に表明することに主眼を置いて設定された。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では基準 I-B-2 で記したように建学の精神に基づき教育目的・目標ならびに3つのポリシーを定めている。さらにそれらをもとに「育てたい学生像」(学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー)の具体的基準項目として学習成果を【知識】【技能】【態度】【実践】の4つに分類して定めている。

学内においてこの学習成果は、学生便覧に明記されており、新入生ガイダンスにおいて学生に説明される。同様にシラバスで科目ごとに「卒業認定・学位授与との関連」という形で便覧に明記されており、第1回目の授業で担当者が受講者に説明している。

学外では、オープンキャンパスにおいて学生募集・入試委員長が学校説明のなかで学習成果を建学の精神・教育目的・目標・3つのポリシーとともに説明しているほか、進学ガイダンスにおいても高校生・保護者・教員に対して説明している。ウェブサイトにおいては1ページを使って本学の建学の精神・教育目的・目標・3つのポリシー・具体的基準項目(学習成果)を明示している。

学習成果は自己点検評価委員会で学習成果を焦点としたPDCAサイクルをもとに定期的に点検を行っており、教授会に報告している。今年度はアセスメントポリシーの重要性を認識し、来年度に自己点検評価委員会で議論し、アセスメントポリシーを策定する予定である。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では 3 つの方針を建学の精神、教育目的、教育目標、具体的基準項目（学習成果）それぞれを関連づけて一体的に策定している。

それらのうち教育目標が平成 29 年度の自己点検評価委員会による議論及び教授会の議を経て、平成 30 年度より変更となった。

変更前の教育目標

（知識）

1 人間を愛し、自然を慈しむ心を基調に、幼児教育、保育及び児童福祉に関する専門的知識と理解を深め、知見を広める。

（技能）

2 幼児の心身の健全な発達を援助する技法を体験し、養護、芸術、レクリエーション等に関する基本的技能の習熟を図る。

（態度）

3 幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高め、常に自らの充実と向上を目指して積極的に研修する態度を養う。

変更後の教育目標

子どものために 子どもと共に 学び続ける保育者

教育目標の変更に伴って、3 つの方針及び学習成果の再検討を文部科学省の言う学力の 3 要素も加味して行うこととした。具体的には、育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）及び学習成果は自己点検評価委員会、授業構成（カリキュラム・ポリシー）は教務委員会、求める学生像（アドミッション・ポリシー）は学生募集・入試委員会それぞれにおいて建学の精神・教育目的・目標を基に検討し、その結果を自己点検評価委員会で再検討・集約し教授会の議を経て、必要であれば 3 つの方針及び学習成果を変更することとした。その結果として本学では、現行の 3 つの方針を来年度集中的に議論することとしている。

教育活動においては、本学の育てたい学生像（ディプロマ・ポリシー）つまり「卒業認定・学位授与の方針」の具体的基準項目としての学習成果がシラバスにおいて科目

毎に記述されており、教員はそれらの学習成果を得られるように授業を行っている。また保育・教職実践演習において学生が自らの学習成果を記入するカルテがあり、教員はそれを用いて学生の学習成果獲得状況を把握し、教育活動の充実を図っている。

学内において3つの方針は入学時のガイダンスにおいて学生にその内容を説明している。また保育・教職実践演習においても「育てたい学生像」(ディプロマ・ポリシー)及び学習成果について説明している。学外に対しては、本学ウェブサイト、入学案内に3つの方針を明記し、学生募集要項には「求める学生像」(アドミッション・ポリシー)が明記してある。3つの方針は進学ガイダンス・オープンキャンパス・プレカレッジにおいて高校生・保護者等に説明している。以上のように3つの方針は学内外に適切に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の建学の精神・教育目標に基づいて、3つの方針、学習成果を一体的に検討することが課題である。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では学則第 6 条に基づき、新潟中央短期大学自己点検評価委員会規程を定めており、本学の教育・研究活動及び運営等の状況について点検・評価を行っている。自己点検評価項目は認証評価の項目に準じている。評価活動は自己点検評価委員会を中心として行っている。評価活動は日常的に行われ、その結果として教育目標の改定を行っている。また同一学校法人の加茂暁星高校、新潟経営大学に本学の自己点検評価活動、教育活動に関する評価・意見聴取を行っている。平成 28 年度には幼稚園・保育園・福祉施設等の理事長・園長・施設長を招いて、本学の自己点検評価活動、教育活動に関する意見交換会を行った。

自己点検評価報告書の作成に当たっては、作成分担をさまざまな委員会が担当し、最終的に自己点検評価委員会が作成を担っており全教員が報告書作成に携わる。FD 研修会、SD 研修会は全教職員が出席することになっている。

自己点検評価報告書は本学ウェブサイト公開している。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

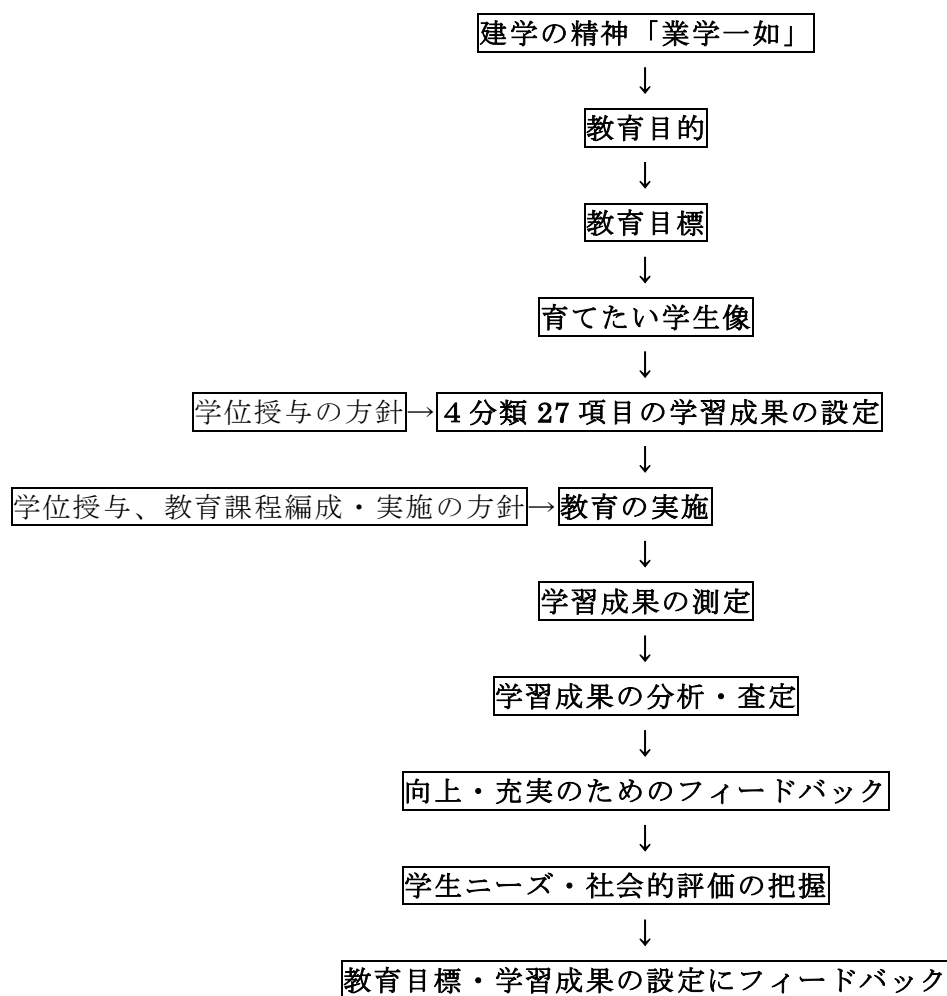
本学の学習成果は基準 I -B-2 の通りであるが、学習成果の向上・充実を図るために次

のような「新潟中央短期大学の学習成果を焦点としたPDCAサイクル」を設定し、教育の質の保証に取り組んでいる。

「学生ニーズ・社会的評価の把握」については、以下のような調査を実施してきた。

- ① 保育園・幼稚園・福祉施設の理事長・園長・施設長を対象とした外部評価
- ② 卒業後アンケート調査（卒業後3・5・7年の卒業生対象）
- ③ 相互評価（平成24年度）

新潟中央短期大学の学習成果を焦点としたPDCAサイクル



また、教育の質保証に向けて、上述のような査定システムを用いながら次のような取り組みを行っている。

① 学習成果の設定

建学の精神に基づく教育目的・目標の実現に向けて自己点検評価委員会が中心となって27項目の学習成果を定めた。

②教育課程編成・授業計画・教育プログラムの策定

二年間の課程で学習成果を獲得するために「授業構成について」（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教務委員会が中心となって保育士資格及び幼稚園教諭免許に加えてレクリエーションインストラクター資格の同時取得を可能とする教育課程を編成し履修基準を設けている。中でも、独自の授業内容で計画・実施している「保育・教職実践演習」、授業と行事が一体化した「ミュージカルの制作・実演（科目：表現活動指導法）」、学生の社会的活動として実施している「出前保育」は本学の特色ある教育プログラムとなっている。

③三つの方針の「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）に基づいた学生募集・入学試験の計画・実施

学生募集・入試委員会が中心となって高校訪問、オープンキャンパス、情報誌の活用等、様々な広報活動を計画・実施することで受験者に対して「求める学生像」（アドミッション・ポリシー）の周知に努め募集が行われ、選抜試験を実施している。

④入学前の取り組み

入学予定者を対象にプレカレッジ（入学前学習）を実施することで入学後の学生生活に無理なく適応できる教育プログラムを計画・実施している。

⑤入学直後の取り組み

学生を対象に新年度オリエンテーション・ガイダンスを実施している。建学の精神、教育目的・教育目標、教育課程編成・実施の方針、卒業・学位授与方針の概説、教務・学生生活ガイダンスを行い、入学から卒業までの大学生活全般に渡って理解されるよう周知している。その他、入学直後に新入生を対象にしたアンケート調査を実施し本学を志望した理由、期待等を掌握することで学生生活支援に役立てている。

⑥年間を通じた取り組み

学年担任で構成される学生厚生委員会が中心となって、学生の生活支援に当たっている。学生の生活の様子、授業の出欠等、科目担当者から状況聴取できる指導体制が図られている。

⑦学習成果の分析・査定

学習成果の分析・査定のための資料としてカルテと成績評価を活用している。

これらの PDCA サイクルを経て平成 30 年度より教育目標が新しくなり、本学では教育の質を保証するために PDCA サイクルを活用している。

本学は短期大学幼児教育科として学則第 2 条（目的と使命）「学園創設の精神並びに教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の趣旨に則し、幼児教育に関する専門教育を受け、国家及び地域社会の発展に有為の人材を育成することを目的とする」に則り、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更を適宜確認（再課程認定、指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の変更等）し教授会を通じて法令遵守に努めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

アセスメントポリシーの早期策定が課題である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学では平成 22 年度に卒業認定・学位授与の方針を「育てたい学生像」(ディプロマ・ポリシー)として以下のように定めた。

育てたい学生像 (ディプロマ・ポリシー)

- ・人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている
- ・子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている
- ・保育者としての自覚と責任を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている

本学の学習成果は卒業認定・学位授与の方針の具体的基準項目として定められており、それらを満たし、学則に定められた必要単位を満たした学生に短期大学士の学位を与えている。この卒業認定・学位授与の方針並びに学習成果は学生便覧に明確に示し、シラバスにおいて科目ごとに学習成果との関連を示している。また卒業の要件、成績の基準、資格取得の要件は学生便覧に明確に示している。

卒業認定・学位授与の方針は、卒業することで短期大学士の学位を授与し、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状が取得可能であり社会的・国際的に通用性がある。

またこの方針は自己点検評価委員会で定期的に点検しており、来年度に 3 つの方針を集中的に議論することとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程編成・実施の方針は、平成20年度中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を受けて、平成22年度に次のように示した。

授業構成について

- 1 充実した教養科目を設ける
- 2 保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目を設ける
- 3 子どもと家族について理解を深める科目を設ける
- 4 保育・幼児教育について保育の現場で体験的に学ぶことができる科目を設ける
- 5 少人数制のゼミナール形式の授業を設ける
- 6 表現技法の習得を通して、人間的成長を図る科目を設ける

教育課程は、教育目的・目標に基づき学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門教育科目（必修科目）を中心にした講義と演習・実習が生まれ、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目及び実習を中心に配置している。

授業構成は上記の方針に則り的確に構成されている。

1について

本学では、保育者としての幅広い教養と深い専門性を身につけるために、2年制の単科短大としては可能な限り教養科目を開設している。深い専門性を身につけるためには、土台として幅広い教養が礎となろう。学習の範疇を保育関連分野に特化する前、主に1年次生の段階で教養科目が履修できるように配慮している。

2 について

授業科目「乳児保育」「幼児教育教材研究」等各専門教育科目において、より実践的方法や技術を習得するための学習内容になっている。そのことがシラバスに明確に示されている。

3 について

授業科目「家庭支援論」「保育相談支援」等各専門教育科目において、子どもと家族について理解を深める科目を設け、学習できる授業構成になっている。

4 について

保育の現場で体験的に学ぶことのできる科目として実習科目「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」がある。これらの実習科目のほかにも「保育実習指導（保育所）」「保育指導法」等、現場で体験的に学ぶことを学習する科目がある。

5 について

本学では少人数制教育のメリットを活かし、ゼミナール形式での授業科目「保育・教職実践演習」を設けている。担当教員が学生一人ひとりの学習状況を的確に捉え、個別的学習状況に見合った丁寧な指導を行なうことができている。担当教員と学生双方が的確に学習状況を捉える為に個人カルテを作成している。この個人カルテは平成22年度から実施している。個人カルテは学生自身が学習成果を自己評価する機会となり、同時に担当教員が、当該学生の学習成果の不足を補う指導の資料となるものである。この個人カルテを学生と担当教員が活用することで、現状の学習成果をタイムリーに双方が共有し合い、更に向上することが可能になるものである。またゼミナール形式にすることで、担当教員指導のもと、学生同士が相互に学習成果を共有し、切磋琢磨することができている。学生同士が学習成果を刺激し合うことで、更に学習すべき課題を見出すことができている。

6 について

本学は授業科目「表現活動指導法」の授業を通してミュージカルの制作・上演を行なっている。2年次生の学年全体の取り組みとして年間行事に位置付けている。ミュージカルを通して、表現技法・表現方法等を身につけることができる。この取り組みは平成24年度、第27回を数えるまでの伝統があり、毎年2千人前後の観客を動員するものである。ミュージカルは本学を特徴づける学校行事になっている。この科目を通して学生が学ぶことは表現技法を取得するにとどまらない。ミュージカル上演後の学生アンケートを実施し、学生にミュージカルで学んだことを記述してもらっているが、そこには人間関係を学び人間的成長を図ることができたと記述する学生が多い。

授業科目の編成に関しては、本学の教育目的・教育目標を達成するために必要な授業科目を開設し、卒業認定・学位授与の方針に対応した学習成果が得られるよう授業科目を構成している。

履修単位の上限設定については、現在のところ実施していないが、平成30年度を目途として単位の実質化、履修単位の増減の設定などの準備を行っている。

成績評価は、客観性及び厳格性を確保するためにあらかじめ評価基準をシラバスに明

示し、各科目の到達目標に照らし合わせながら行っている。

平成23年度までのシラバスは科目名、種別、単位、担当者名、概要、授業計画、評価方法、テキストの項目で示されていた。平成24年度からは学習成果の明確化を図るために、科目の目的（達成目標）を加えた。平成25年度には授業科目の到達目標を項目として挙げ明確にすると同時に、評価方法と評価基準を明示することとした。

短期大学設置基準の「教員の資格」にのっとり、教授、准教授、講師を配置し、研究業績や教育業績に関連した科目に教員を配置しており、特に実習科目には実務家教員を複数配置している。

学習成果を焦点としたPDCAサイクルを平成24年度に制定し、教育課程の見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教育課程は、教育目的・目標に基づき学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門教育科目（必修科目）を中心にした講義と演習・実習が生まれ、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目及び実習を中心に配置している。

授業構成は下記記の方針に則り的確に構成されている。

- 1 充実した教養科目を設ける
- 2 保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目を設ける
- 3 子どもと家族について理解を深める科目を設ける
- 4 保育・幼児教育について保育の現場で体験的に学ぶことができる科目を設ける
- 5 少人数制のゼミナール形式の授業を設ける
- 6 表現技法の習得を通して、人間的成長を図る科目を設ける

本学では、保育者としての幅広い教養と深い専門性を身につけるために、2年制の単科短大としては可能な限り教養科目を開設している。深い専門性を身につけるためには、土台として幅広い教養が礎となろう。学習の範疇を保育関連分野に特化する前、主に1年次生の段階で教養科目が履修できるように配慮している。また、教養科目の充実に向けて、新潟経営大学との単位互換制度を推進させている。

教養教育の効果の測定・評価は学生を対象とした教養科目の授業評価アンケート結果をもとに行われている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は、保育に従事する人材を養成する機関であることから、就職に必要な保育士及び幼稚園教諭二種免許状といった専門資格を取得することを目標としている。そのためカリキュラム構成は、この2つの資格を取得するためものとなっている。さらに、現場実習においても事前・事後指導はもちろんのこと、実習中の指導も全教員体制で巡回指導をおこなっている。この現場実習は、資格取得に必要な実習であると同時にインターンシップの場ともなっている。また、この2つの資格の他、公益財団法人日本レクリエーション協会が付与するレクリエーション・インストラクターの資格取得も可能で、就職後の現場でのスキルアップに繋げている。また、専門職以外の就職希望者には、系列大学が実施している「日商簿記3級講座」にも無料（テキスト代のみ）で受講できるようにしている。

職業教育の効果の測定・評価については、専門教育、教養教育の全ての科目において学生による授業アンケート調査を実施している。また、1年次後期から2年次後期に亘る「保育・教職実践演習（演習3単位）」最終授業時において、3月卒業予定者を対象に保育者として必要な資質能力についての自己評価を実施し検証している。そのほか、「卒業時満足度調査」を毎年実施し改善に取り組んでいる。今後は保育・教育実習の巡回の折に行っている、就職実績のある幼稚園・保育所等の園長（所長）を対象に、卒業生に関する就業の実態について聞き取り調査を行い、測定・評価に取り入れ職業教育の改善に努めていきたい。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の入学者受入れの方針は「求める学生像」(アドミッション・ポリシー)として、建学の精神、教育目的・目標と共に一体的に定められている。

求める学生像 (アドミッション・ポリシー)

- ・子どもに愛情を持ち、保育士及び幼稚園教諭の職に就くことを強く希望している人
- ・基本的な生活習慣を身につけ、礼儀正しい行動ができる人
- ・人との関わりの中で自らを高めようとする人

本学では上記の「求める学生像」(アドミッション・ポリシー)を満たした人材を各種入学試験において選抜し、「育てたい学生像」(ディプロマ・ポリシー)を満たす人材となるよう「授業構成」(カリキュラム・ポリシー)をもとに授業を行っている。本学の学習成果は「育てたい学生像」(ディプロマ・ポリシー)の具体的基準項目として設定されており、入学者受入れの方針「求める学生像」(アドミッション・ポリシー)は学習成果に対応している。

入学者受入れの方針は学生募集要項の冒頭に明確に示している。同様に建学の精神・教育目的・目標とともに3つの方針を本学大学案内、ウェブサイトにも明示している。

この入学者受入れの方針は本学学習成果に対応する基本的な方針であり、学習成果の把握・評価を明確に示しており、各選抜方法において評価・判定の基準となっている。

本学の入学者選抜はすべての選抜において面接試験を設定し、そこで本学の「求める学生像」(アドミッション・ポリシー)を満たした人材かどうか審査しており、入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。学生募集要項においてA0入学試験、指定校推薦入学試験、推薦入学試験、一般入学試験についてそれぞれの選抜方法について明示している。またウェブサイトにおいても同様に公開されており進学ガイダンス、オープンキャンパス等において高校生・保護者・高校の教員に対して説明している。

入学者選抜は公正かつ適正に実施している。それぞれの選考基準に基づいて行われた選抜はその後合否判定会議で本学の入学者受入れの方法に照らして適正に審議し、教授会において学長のもと合否を決定している。

授業料、その他入学に必要な経費は学生募集要項・入学案内・本学ウェブサイトにも明示している。

本学におけるアドミッション・オフィスは学生募集・入試委員会である。構成メンバ

一は教員 7 名・事務職員 2 名からなり、教員が委員長を担っている。この委員会のもとで学生募集要項・大学案内等の作成、入試問題の管理、判定資料作成等の業務を行っている。また委員会メンバーの事務職員 2 名により入試事務局を担当しており、受験生資料作成、合格発表、入学手続きなどを行っている。

受験の問い合わせなどに対して、入試事務局が電話、メールで適切に対応している。また全教員・入試事務局において高校訪問を複数回実施し、高校への説明を適切に行っているほか本学では個別建学を積極的に受け入れ、受験生及び保護者の個別・具体的な問い合わせに適切に対応している。

本学入学者受入れの方針は、系列校である加茂暁星高校との意見交換会を行い自己点検評価委員会並びに学生募集・入試委員会において建学の精神・教育目的・目標と一体的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果は、教育目的・目標に基づき「学位授与の方針」（育てたい学生像）・「教育課程・実施の方針」（授業構成について）に対応させ、「知識」、「技能」、「態度」、「実践」の 4 つに分類し 27 項目の具体的基準項目として示している。

学習成果

【知識】

- (1) 保育・教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解している。
- (2) 保育・幼児教育の理念、歴史・思想についての基礎知識を習得している。
- (3) 保育・幼児教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎知識を習得している。
- (4) 子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得している。
- (5) クラス運営に必要な基礎知識を習得している。
- (6) 気になる子どもや障害をもった子どもについて、特性や状況に応じた対応の方法を理解している。
- (7) 保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している。
- (8) これまで履修した保育・幼児教育分野の科目の内容について理解している。
- (9) 保育所保育指針や幼稚園教育要領の内容を理解している。
- (10) 保育・教育課程の編成に関する基礎知識を習得している。

(11) 保育・幼児教育の指導法に係る基礎知識を習得している。

【技能】

- (1) 他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる。
- (2) 他者と共同して活動を企画・運営・展開することができる。
- (3) 集団において、他者と協力して課題に取り組むことができる。
- (4) 子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができる。
- (5) 手遊び歌や的確な話し方など活動を行う上での基本的な表現の技術を身に付けている。

【態度】

- (1) 集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができる。
- (2) 気軽に子どもと挨拶をしたり、話を聴いたりするなど、親しみを持った態度で接することができる。
- (3) 子どもの声を真摯（しんし）に受け止め、公平で受容的な態度で接することができる。
- (4) 挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身につけている。
- (5) 自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っている。

【実践】

- (1) 教材を分析することができる。
- (2) 教材研究を生かした活動を提案し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる。
- (3) 活動に応じた保育・教育素材を開発・作成することができる。
- (4) 子どもの反応を生かし、皆で協力しながら活動を展開することができる。
- (5) クラス運営案を作成することができる。
- (6) 保育・幼児教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる。

各教員は授業科目ごとに学生が獲得すべき知識、技能、態度等をシラバスの記述項目にある「科目の目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことにより具体的に到達目標を設定している。学生はシラバスから各授業科目の到達目標を認識し、その達成に向け学習に取り組むことができる。

学習成果は「育てたい学生像」（ディプロマ・ポリシー）の具体的基準項目として設定されており、短期大学2年間の学びの中で獲得可能である。

学習成果の測定は新潟中央短期大学の学習成果を焦点とした PDCA サイクルを用いている。資料として修得単位数、保育・教職実践演習カルテ、学生生活・学習行動調査、成績評価、授業評価アンケート、学位授与数、卒業時アンケート等を用いており、測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組み]

みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では学習成果を焦点とした PDCA サイクルを活用している。そこで活用される量的・質的データとして以下の項目がある。

- ・修得単位数
- ・保育・教職実践演習カルテ
- ・退学率
- ・休学率
- ・学生生活・学習行動調査
- ・学位授与数
- ・就職率
- ・卒業時アンケート
- ・卒業後アンケート
- ・免許・資格取得率
- ・課外活動参加状況
- ・成績評価
- ・授業評価アンケート

これらの項目を自己点検評価委員会で測定・分析し本学の教育内容の改革・改善、学生支援・学習支援等に活用している。アンケート調査は調査結果がまとまり次第、委員会で評価・分析し教授会に報告、議論している。修得単位数、学位授与数、退学・休学率、免許・資格取得率、成績評価は卒業査定教授会において量的・質的データとして提示、分析され学習成果の獲得状況を教員間で共有している。学生は自己の成績評価を確認し学習成果の到達状況を確認するとともに、保育・教職実践演習カルテを作成し、学習成果を自己評価、それを教員が再評価することとしている。このようにして本学では学習成果の獲得状況の量的・質的データを教職員、学生が活用できるシステムを有している。退学希望者、休学希望者に関しては質的データを重視し、担当教職員が当該学生と面接を行い、その結果を教授会において教員間で共有している。

インターンシップとしては課外活動として、出前保育、本学連携市町村の田上町認定こども園へのボランティアがあるほか、学生は長期休暇を利用して自主実習という形で保育園・幼稚園・認定こども園・福祉施設への実習を積極的に行っている。

上記の量的・質的データは学生の個人情報に抵触しない限り、本学ウェブサイトに公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学で卒業生就職先へのアンケートを平成 17 年度と 23 年度に実施したが、回収率・回収方法の問題、就職先への配慮等の理由から近年は記入式アンケートを実施していない。

それに変わる方策として平成 28 年度に保育園・幼稚園・福祉施設の理事長、園長、施設長を招いて保育者像検討意見交換会を行い、本学卒業生の評価について意見を聞いた。また実習巡回で園を訪問した際に卒業生の評価を伺い、実習委員会に報告する体制をとっている。その報告は必要に応じて、教務委員会、自己点検評価委員会で共有し課題を検討している。そのほかに学生サポート室の職員は日頃から実習先、就職先と連絡を密にしており、そこで得られた卒業生に関する情報は学生サポート室担当教員に報告され、必要に応じて各委員会に報告されている。

本学では上記で得られた意見及びその他の PDCA サイクルをもとに自己点検評価委員会で協議し、教授会において教育目標、3 つの方針、ディプロマ・ポリシーの具体的基準項目としての学習成果の点検・改定を行っており、卒業生の進路先からの評価を聴取した結果を学習成果の点検に有効に活用している。学習成果に関しては来年度、3 つの方針と共に集中的に議論し必要であれば変更することとしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

GPA 制度の議論を進め、導入することが課題である。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。学習成果獲得状況の把握は、授業態度、小テスト、レポート、実践、定期試験等に基づいて行われている。授業の質向上に向けた取り組みとしては、毎年「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は、各教員に配布される。それらの結

果に対して教員は、授業改善のためにどのように活用するのか考察し自己点検・評価委員会に提出し、次年度の授業改善に取り組んでいる。本学にはチームティーチング方式の授業が多くある。例えば、教育実習、保育実習、施設実習、体育実技、保育・教職実践演習、表現活動指導法などである。各授業担当者は、授業の事前事後において、授業内容と達成目標のすり合わせを行いながら、学生の学習成果向上に向けた授業を展開している。特に実習においては、全実習の授業担当者並びに実習事務によって構成される実習委員会を組織し、実習園や学生の状況、実習における課題について共通認識を図っている。また、授業内容については非常勤講師と意見交換を行っている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導は、ガイダンスや希望者を対象とした個別履修相談の時間を設け、各学期の開始時に教務委員と教務事務によって行われている。本学の専任教員は、大半（特認教員以外）が学年担任や教務委員を経験していることから、卒業や資格・免許取得に至る履修方法について学生に指導ができる知識を有している。

教育目的・目標の達成状況は、個人カルテを通して把握し評価している。個人カルテには教育の目的・目標を達成するための基準が知識、技能、態度、実践の4項目別に27事項示されている。この基準に沿って、学生は自己の学びの自己評価を行い、教員は学生の一人一人の教育目的・目標の達成状況を把握し指導に生かしている。

教育・研究の重要事項を審議する教授会の構成員には、事務長が含まれているが、事務職員は事務長を通じて本学全体の学習成果を認識し、学習成果の獲得に貢献している。本学には教務、実習、図書館、就職担当の事務職員が配置されており、関係する教学組織（委員会）の構成員として会議に出席しながら学習成果の向上策を検討し学習成果の獲得に貢献している。その中でも特に教務事務は、履修及び卒業に至る学生支援の多くを担っている。教務事務は学生の履修届けが出された段階または教員から成績評価が出された段階で、卒業要件及び幼稚園教諭・保育士資格取得の要件を満たしているか確認を行い、不足の単位数については学生に個別に指導を行っている。履修したが結果的に単位が取得できなかった学生には、教務委員と教務事務が協議しながら再度履修がしやすいように時間割編成の工夫を行っている。学生の成績記録は、毎学期、成績評価が完了した科目を集約し成績データをシステムに入力し保管している。図書館は同法人の新潟経営大学との共同施設であり、図書司書を有する者を含め5名の事務職員が配置されている。図書事務職員は、図書館の機能や利用方法等について案内し、学生が知りたい情報を得ながら学習向上に繋げられるよう支援している。利便性向上のため図書館開館時間は、1限授業の開始前や5限授業終了後も利用可能な8時50分から19時としている。土日祝日は休館日であるが、定期試験期間の3週間前から土曜日も開館日としている。所蔵図書、資料は、図書館ホームページのOPACを使ってネット環境があればいつでも、どこからでも検索できるようになっている。

コンピュータは発表や調べもの等様々な授業で使用されている。コンピュータ室は新潟経営大学との共同施設である。学生のコンピュータ利用を促進するため、コンピュータ室には全学生が利用できるコンピュータの台数を確保している。また、全学生にコンピュータ利用のためのIDとパスワードを与え、授業時間以外であれば自由にコンピュータを使用できるようにしている。各専任教員の研究室にも学生用のコンピ

ータが3台設置してあり、学生が自由に使用できる。学生が利用可能なコンピュータと専任教員のコンピュータは学内LANで繋がっており、学生は学内LANを利用して授業課題を教員に提出することもある。また、学内にはWi-Fiが導入されており、学生や教職員に利用されている。

教職員には採用時にコンピュータ1台が貸与され、教育・研究、所属部署の職務遂行に活用している。教職員のコンピュータは学内LANを活用して、学生名簿や成績表の作成などデータ共有を図ることに活用されている。学校運営上、成績管理、学籍管理、資格管理など独自の教務システムを整備し運用している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学予定者に対しては、書類を郵送し入学後の各種情報を提供している。推薦入試による入学予定者は12月、一般入試による入学予定者は3月にプレカレッジを実施している。プレカレッジでは、入学予定者に学長あいさつの中で建学の精神について周知している。その他、教育実習に関する事前調査、ピアノレッスン、保育関係の授業などを行っている。更に、自宅学習として入学後の実習に備え、保育の基本用語及び日本語検定公式問題集3級の学習等を課して入学後に提出させている。入学後の学業との円滑な連結を図る試

みを行っている。新生の入学に対する不安の軽減や保育の基礎的知識の習得に努めている。

入学者に対して、入学式の前日にガイダンスを行い、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。内容は以下のとおりである。

- ・教務委員会による科目履修、免許・資格取得に必要な単位取得の方法、他大学との単位互換、教材購入などについて
- ・学生厚生委員会による学生生活、学友会活動、健康診断日程などについて
- ・事務局による各種事務手続き、個人ロッカー使用の方法について
- ・就職指導室による就職活動について
- ・図書委員会による図書館利用について
- ・海外研修旅行について
- ・地域交流委員会による出前保育・ボランティアについて
- ・外部講師による講義「若者に多い消費者トラブル」及び「年金制度」について

履修ガイダンスでは、学習の到達度を個々の学生に認識させるとともに、今後の学習内容と課題に見通しが持てるよう指導している。また、学習成果の獲得に向けて、学生便覧や保育・教職実践演習の手引き、実習の手引等を発行している。

基礎学力が不足する学生の支援として、プレカレッジの学習内容を継続させ、在学期間中に日本語検定3級取得を全学生に課している。

本学では学年ごとに2人の担任を配置し、学習面や学生生活における全般的な悩みに対応している。ゼミナール形式の授業を取り入れていることもあり、ゼミ担当教員と学年担任が学生の状況や問題を共有・連携しながら指導にあたることも多い。

実技系の科目において習熟度別学習を取り入れ進度の速い学生等に対し学習支援を行っている。

学習成果の獲得状況は教職科目の「保育・教職実践演習」の中で使用している個人カルテに学生が定期的に自己評価した結果から判断できるようにしている。その結果をゼミ担当教員が点検し必要に応じて個別に学習支援を行うといった体制ができている。今後も継続していく予定である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

本学では学年担任制度を取り入れ、1 学年ごとに 2 名の専任教員が学年担任として学生生活全般における相談・支援を行っている。そして、学生厚生委員長を中心に 1, 2 年生の学年担任 4 名で学生厚生委員会が組織され、全学生をもって組織される学友会が主催する各種行事やクラブ活動などの学生が主体的に参画する活動の支援を行っている。

平成 28 年 4 月に本学の系列校である新潟経営大学に隣接する形で新校舎を移転新築した後は学生食堂、売店等は新潟経営大学と共有する形で、短大生も頻繁に活用している。

学生寮はないが、同学園の 4 年制大学も隣接しているため、本学周辺には学生向けのアパートが多い。本学入学希望者に対して、短大周辺のアパート情報を送付し、遠距離から通学する学生の便宜を図っている。

本学は決して交通が便利な場所にあるとはいえない。JR 信越本線の加茂駅と羽生田駅の間位置しており、両駅から徒歩で 25 分の時間を要する。そのため、通学用の交通手段として、バスを運行し、通学時間を短縮している（片道 8 分）。さらにスクールバスに関しては、平成 28 年 4 月から無料化し、民間のバスは半額補助を行っている。また駐車場、駐輪場に関しては、車で通学する学生も多いため十分な広さの駐車場を用意している。

奨学金に関しては平成 29 年度 11 月より「新潟中央短期大学特別給付奨学制度」を設置し、経済的理由により進学が困難な学生に対して、早期から進学準備に取り組めるように、入学試験前に奨学生を内定する奨学制度を取り入れた。この制度により意欲のある学生の確保につなげたいと考えている。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリング等については毎週火曜日に学生相談室で臨床心理士の資格を持つ学校カウンセラーが対応している。また、健康管理増進室には看護師の資格を持つ専門スタッフが常駐し、毎月第 4 水曜日に健康管理増進室で学校医による無料健康相談が行われている。

学生生活に関しての相談や質問に関しての投書箱のようなものは設置していない。

しかし、平成24年から導入したオクレンジャーという一斉連絡配信システムでは、雪による臨時休校や学校行事の変更等の通知など、特に急な学校側からの早期連絡に対して、大いに役立つとともに、毎月一回の教職員会議で学生の動向を把握し、情報の共有を図っている。また、学生からの質問や安否確認なども同時に行われている。

新校舎建築時には、校舎内をバリアフリー化とし、障害者受け入れのための支援体制を整えて行っている。校舎案内用に点字ブロックを入れ、エレベータ等の整備を図っている。

休学等で在学期間が2年を上回る学生には学費の軽減を考慮し、規程でその必要単位数だけの経費を徴収するように定めている。

本学では地域交流委員会を設置し、出前保育や各ゼミの地域参加型活動を推奨し、地域での実践の積み重ねやその振り返りの中で保育者としてのスキル向上に磨きをかける活動を積極的に取り入れている。また、卒業表彰には成績優秀だけではなく、地域活動に積極的に取り組んだ学生にも反映させて評価をしている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学の進路状況は、毎年、学生の大半が就職希望であることから、就職指導を中心に支援を行っている。環境面では、学生サポート室を設置し、就職実習担当の教員の他、事務を担当する職員も現場経験者（保育園、福祉施設等）を配置している。学生サポート室では求人情報の閲覧、説明会の案内等情報収集が可能である。また、学生が所属するゼミナールの教員も就職全般の相談に乗り、就職試験に向けて履歴書の作成や模擬面接を行うなど、教学との連携を図りながら支援する体制となっている。2年間という修業年限の中で学びとしての実習から職業人となる就職まで途切れることなく支援が可能である。学生が主体的に動き、自身で成長を実感できるような対応を心がけている。

この他、毎年、卒業生を招き就職活動、就職後の働く喜びと工夫といった仕事の状況、在学生へのアドバイス等を聴く就職講話を実施している。卒業年次には外部機関による社会人準備セミナーを実施し、社会人として必要となる基礎知識（社会人として心構え、労働法など）を学ぶ機会を設けている。

また、卒業後において何らかの事情で離職した卒業生に対しても随時、求人情報の提供や相談に応じている。

表＜就職支援概況＞

年次	月	内容	年次	月	内容
1年次	4月	就職ガイダンス	2年次	4月	就職ガイダンス
		公務員模擬試験			公務員模擬試験
	5月	公立保育所試験対策模試		5月	公立保育所試験対策模試
	6月	保護者会で就職指導室の概況説明		就職ガイダンス 履歴書記入指導 進路希望調書提出	
		就職活動について個別指導開始			
10月	マナー講座(～12月まで全5回)	6月	保護者会で前年度進路状況等について説明		
11月	メイクセミナー		求職先園学内説明会(～7月)		
3月		公務員試験対策講座	7月	県下私立保育園・幼稚園・福祉施設に求人要請文発送	
		就職ガイダンス	8月	私立幼稚園・認定こども園協会学内説明会	
		県下私立保育園・幼稚園・福祉施設に求人要請文発送	10月	就職内定者への指導開始	
			12月	卒業生による就職講話・懇談	
			1月	社会人準備セミナー	

本学は、保育に従事する人材を養成する機関であることから、就職に必要な保育士及び幼稚園教諭二種免許状といった専門資格を取得することを目標としている。そのためカリキュラム構成は、この2つの資格を取得するためものとなっている。さらに、現場実習においても事前・事後指導はもちろんのこと、実習中の指導も全教員体制で巡回指導をおこなっている。この現場実習は、資格取得に必要な実習であると同時にインターンシップの場ともなっている。また、この2つの資格の他、公益財団法人日本レクリエーション協会が付与するレクリエーション・インストラクターの資格取得も可能で、就職後の現場でのスキルアップに繋げている。また、専門職以外の就職希望者には、系列大学が実施している「日商簿記3級講座」にも無料（テキスト代のみ）で受講できるようにしている。さらに、校舎の移転改築により大学校舎と接続したことを機に、女子学生向けのメイクアップ講座への短大学生の参加や企業就職希望者が大学の就職指導室で求人情報収集やアドバイスを受ける、大学が行う合同説明会への参加ができるなど学生一人ひとりのニーズにこたえている。

就職試験対策として、「公務員試験対策講座」を専門機関と連携して開講し公務員試験対策を行っている（表参照）。平成30年度から外部講師によるマナー講座を開講した。働くうえでのマナーは就職試験対策としてだけではなく、学生が現場実習をする際にも、求められるものでもあり、将来職業に就くための基礎となるものでもある。

新潟中央短期大学

表<就職対策講座の実施状況（受講者数）>

講座名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公務員試験対策講座	26人	43人	44人	27人	37人

学生の就職状況については月1回の教職員会議で情報共有を図り、大学全体できめ細かい就職支援を実施している。年度末には卒業生の就職先一覧及び正規・臨時の採用雇用形態の割合等の資料を作成し全教職員に配付しており、毎年度の就職状況を共有し学生の就職支援に活用している。

表<求人状況>

項目 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県内	418人	428人	471人	466人	665人
県外	657人	769人	898人	1,063人	1618人
合計	1,075人	1,197人	1,369人	1,529人	2283人

進学を希望する学生には進路ガイダンスにおいて、大学への編入学に関する資料や指定校の一覧等を配付し、希望に沿うよう個々の相談に応じている。就職後の動向も調査・分析し、教育内容や就職支援にフィードバックすることも必要と考え、平成24年度に卒業後3年以内の「離職状況調査」を実施した。今後も、離職者の影響は就職先と本学に与える影響は高いという観点から、卒業生の動向調査を計画している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は幼児教育科のみの短期大学であるが、学長、教授、准教授、講師を配置し教員組織を編成している。

専任教員数に関しては、平成28年度から定員を80名から100名へと増員したことに伴って増減が見られるものの、短大設置基準の定める教員数を充足している。

表<新潟中央短期大学の専任教員表>

2019年3月31日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	備考
	教 授	准教授	講 師	計	[イ]	[ロ]		
幼児教育科	4	6	1	11	8	—	—	
(小 計)	4	6	1	11	8	—	—	
[ロ]	—	—	—	—	—	3	—	
(合 計)	4	6	1	11	8	3	—	

教員の情報については、職名、経歴、学位、研究分野、所属学会、研究業績、社会活動等をホームページで公表している。

教員の採用については、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に則り、欠員が生じた場合、任用選考を行う。募集手段は基本的に公募によるものとしている。近年では、平成 28 年度から定員増により実習先の確保課題及び実習指導の充実のため平成 27 年度に 2 名の教員を採用している。

教員の昇任については、「新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程」に則り、昇任資格を満たしたと判断される教員に対して行われる。

専任教員の担当の配置に関しては以下の表の通りである。およそ各分野に 1～4 名の専任教員が配置されており、保育者養成に関わる主要な科目を主に担当している。

表＜専任教員の配置＞ 2019年3月31日現在

分 野	教 授	准教授	講 師	計
教養系	—	—	—	0
心理系	1	—	—	1
福祉系	1	1	—	2
保育・教育系	—	4	1	5
音楽系	—	1	—	1
美術系	1	—	—	1
体育系	1	—	—	1
計	4	6	1	11

非常勤講師については、担当科目領域で、優れた実務的、実践的な業績を有する者を配置して教員組織の充実を図っている。非常勤講師の採用は、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に基づいて行われている。補助教員は、現在のところ配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、各教員の研究活動がどのように進められているかを理解できるようにしている。

専任教員に対して、「新潟中央短期大学研究費支給規程」に基づき年額20万円の研究費と支給している。研究費の使途の範囲は、(1) 研究経費（研究用品、研究図書、雑誌等）、(2) 機械器具・消耗品、(3) 学会費、学会出張費、出張に伴う宿泊費、(4) その他、研究上必要と思われる経費としている。また、通常の研究費に加えて、学内公募により申請書を学長に提出し採択された場合、「プロジェクト研究費」が年額15万円支給される。直近では、久保田・小川・永井「若年・中堅保育者の就労実態」（平成29年度）の実績がある。なお、プロジェクト研究費を支給された場合は、その研究業績を本学研究紀要である『暁星論叢』に発表し、実績報告書を学長に提出しなければならない。

専任教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要である『暁星論叢』を年1回発行している。また本紀要は本学ウェブサイトにおいても一般に公開している。紀要に関するきでは、「新潟中央短期大学暁星論叢投稿規定」において定め、編集は選任挙運による論叢委員会が行っている。

すべての専任教員に対して個室の研究室を整備しており、研究を行うための十分なスペースを確保している。

専任教員に対しては、研究のための時間確保として、平日週1日の研究日が設けられている。

FDに関しては、「新潟中央短期大学FD委員会規程」を定め、授業・教育方法改善のため、毎年前期・後期に学生による授業評価アンケートを実施し、その結果をウェブサイト上で公開している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

事務職員は専任・臨時をあわせて8人で事務組織を統括する事務長を置いて組織している。事務組織は少人数のため部・課といった部署は設けず業務担当を分けて業務にあたっている。主な業務は、総務、教務、経理、就職指導、図書館、そして校舎を維持管理する校務員を置いている。また、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に関する実習を円滑に行うための事務職員を配置し実習先との調整を行っている。

事務職員は学習成果を向上させるため、小規模組織の特性を生かして日頃から連携を取りながら業務にあたっている。特に、学校行事は全員体制で対応することが多く、職員は部署の業務に固執することなく全体に関心を持ちながら業務にあたる風土となっている。

事務処理に関する規程は、「新潟中央短期大学の校務分掌組織に関する規程」「新潟中央短期大学の事務決裁に関する規程」を整備して事務処理にあたっている。

防災対策は、大学と共同して防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年大学と短大の合同の避難訓練を実施している。

事務に関する情報機器は、事務職員全員に学内LANに接続されたノートパソコンを配付し事務処理に活用している。パソコンの情報は、学内ファイルサーバーにより教職員が共有できるシステムになっている。そのサーバ機は、富士ゼロックスが提供する

“beat”を利用し、不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている。

SD活動は、SD委員会規程に基づき教職員で構成し活動を行っている。2018年度は学外で開催される研修への参加が中心となった。

表＜SD活動の主な内容＞

実施日	研修内容
2018/05/13	関私教協 合同研究大会
2018/07/03	「広報誌のつくりかた講座」出席
2018/07/25	業務効率化のための研究として「大学における業務構造改革の実践」セミナー参加

新潟中央短期大学

2018/08/23	「中長期計画の考え方と進め方」研修
2018/9/13-16	平成30年度全国保育士養成セミナー出席
2018/09/20	救命講習（AED講習）学内開催
2018/10/30-11/2	平成30年度「私立短期大学教務担当者研修会」参加
2018/11/08	平成30年度新潟県大学図書館協議会研修会 参加
2018/11/15	新潟県大学図書館協議会「JAIRO Cloud移行ワークショップ」への参加
2018/11/15	新潟県私立大学事務局長会議業務別職員交流会
2018/11/16	平成30年度高等教育コンソーシアムにいがた大学連携部会SD研修会
2018/12/15-16	大学行政管理学会 財務問題研究会
2019/02/23	平成30年度発達障がいセミナー
2019/03/08	平成30年度私立大学等改革フォーラム（上智大学）

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の人事に関しては、就業規則のほか以下の規程を整備している。また、専任の事務職員は法人内（大学・短大・高校）で人事異動を行っていることから、加茂暁星学園専任職員職務業績評価規程により職員の能力開発、指導育成、昇任選考及び人事管理を行っている。

教員に関しては、「教育職員の勤務時間等の運用に関する内規」により出勤日を月曜日から金曜日までの4日間とし、この間の1日間を学外研修日としている。さらに勤務時間も午前9時から午後4時に定め、教員が短大にいる時間帯を一定にして学生が相談や指導を受けやすい環境整備に取り組んでいる。

就業規則等の諸規程は規程集としてまとめ、事務室に設置し閲覧できる状態になっている。

【新潟中央短期大学の人事管理に関する規程】

- ①新潟中央短期大学教育職員の勤務時間等の運用に関する内規

新潟中央短期大学

- ②新潟中央短期大学育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務、子の看護休暇に関する規則
- ③新潟中央短期大学介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務に関する規則
- ④新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程
- ⑤新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程
- ⑥新潟中央短期大学任期付教員に関する規程
- ⑦新潟中央短期大学特任教員に関する規程

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

科研費、外部研究費等の獲得が課題である。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校舎を耐震化のため移転改築し、平成28年4月から新校舎の運用を開始した。新校舎は学園が設置する新潟経営大学の敷地内に大学校舎と接続するかたちで建設した。施設は大学との共用も合わせると講義室7室、演習室5室、実験実習室11室、情報処理学習施設3室、語学学習施設1室を備えている。各教室には放送設備(小規模教室を除く)、視聴覚設備を備えているほか、全教室にLANコンセントを設置している。また、保育者を養成するための機器・備品関係では、ピアノ(個室)、電子ピアノ等の楽器類、木浴設備、車椅子、栄養実習を行うためのIH調理機器などを整備している。

障がい者に対する対応は、新潟県福祉のまちづくり条例に適合している。

今回の移転改築により、旧校舎では設置することができなかった食堂や売店の利用が可能となり学生の福利厚生が向上した。また、図書館、健康管理増進室、学生ホール、情報処理室、CALL教室(マルチメディア講義室)を共用し、さらに相互の施設を利用することも可能であることから教育の相乗効果も期待できる。

旧校舎の敷地にも、校舎と体育館があり、ミュージカル活動、学生のサークル活動で使用している他、必要により授業でも一部使用している。

新潟中央短期大学

表<基準面積と現有面積>

学 科	収容 定員	校 地			校 舎		
		基準 面積	現有面積	(うち運 動場面 積)	基準 面積	現有面積	(うち体育 館面積)
幼児教育科	200人	2,000㎡	22,275㎡	7,471 ㎡	2,350㎡	7,507㎡	609㎡

※校舎面積は専用と大学との共用を含めた面積

表<図書館> (2019年3月31日現在)

面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
776	120	98,625

図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)
		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
30,590 〔1,268〕	45 〔9〕	0 〔0〕	0

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産等の管理は「学校法人加茂暁星学園固定資産及び物品管理規程」により管理している。

施設の定期的なメンテナンスに関しては、専門業者による消防設備点検(電通プランナー㈱)、浄化槽保守点検(財団法人新潟県環境衛生研究所、(有)加茂設備)、電気設備点検(財団法人東北電気保安協会)を定期的に実施している。また、夜間の防犯・防災警備を警備会社(新潟総合警備保障㈱)の遠隔装置を設置して警備にあたっている。

防災対策は、防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年新潟経営大学と合同で全学体制による防災訓練を実施している。

サーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”で、専門業者による不正アクセス対策、ウイルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている他、全教職員のパソコンには同社が提供するウイルスチェックソフトを導入している。また、学生が授業で使用するコンピュータ室のパソコンは、シャットダウン時にシステムがリセットされる仕組みとなっており、不要なソフトの導入やウイルスの侵入を防ぐ対策を行っている。

新潟中央短期大学の校舎は建設時に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）第75条第1項前段の規定による届出を行い、審査の結果支障なしとの判定を得た。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

防火管理に関しては規程の整備、訓練の実施等を行っているが、その他の防災、防犯に関する規定等の整備を進める必要がある。その際、大学と施設を共同利用していることから、必要に応じて大学と協力して取り組むことも肝要である。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

保育士養成に必要な専門施設として、保育実習室、栄養実習室、保健実習室、ピアノ実習室、ピアノ練習室(個室タイプ 10 部屋)、造形実習室を整備している。ピアノ練習室は授業以外の空き時間は練習ができるよう開放している。

同窓会からはエプロンシアターなどの教材を提供していただき、学生は自由に借りることができる。

保育者のピアノ技術等の向上のため、グランドピアノ、アップライトピアノ、電子ピアノの他に各種楽器を揃えている。IT 関係は、授業で使用するコンピュータ設備及び CALL 教室を大学の設備と共用しているほか、各研究室に学生用コンピュータを設置している。各教室等には LAN コンセントを備えている他、学内全域をカバーする Wi-Fi 設備も完備し、学生は無料で使用できる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

現在、学生及び教職員が使用するパソコンの OS は Windows 7 であるが、マイクロソフトが 2020 年 1 月をもってサポート終了するため、ハードの入替えまたは OS の更新の検討が必要。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体における資金収支は、過去3年間（平成28年から平成30年まで）連続して支出超過となった。短大は平成28年度に校舎建設に関連する支出増に伴い支出超過となったが、平成29年度、30年度は連続して収入超過となった。事象活動収支においては、当年度収支差額が法人全体では過去3年間マイナスとなったが、短大は平成28年度プラス、平成29・30年度はマイナスとなった。いずれの要因も学生募集といった学生数の影響が大きいと考える。

貸借対照表の状況については、第4号基本金に相当する資金を有しており、退職給与引当金は、退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額を金額の100%を計上している。また、外部からの借り入れに依存することなく健全を維持している。

資産運用は、借り入れに伴う出資を除いて、国債に限定して運用している。教育研究用の資金配分は、教育研究経費比率においては平成28年度93%、平成29年度36%、平成30年度43%の割合となった。図書費に関しては、過去3年間、2,300千円規模の一定割合を維持している。

公認会計士の監査対応は、法人職員の会計担当を窓口を集約しながら、各部門のそれぞれの担当者が個別に対応する体制である。監査意見があった場合は、法人担当者から内容に応じて法人事務局長及び各事務長に報告、相談しながら進める対応をとっている。

寄付金の募集及び学校債の発行は現在行っていない。

入学定員及び収容定員の充足率は、いずれも収容定員を下回っているが、収容定員を充足する場合は、財政は改善する体質となっている。

予算策定については、法人から各学校に予算策定の指示を受けて学校ごとに作成している。短大では、各委員会等に次年度の事業計画とそれに伴う予算の意向を調査し集約している。最終的には、事業計画及び予算を学長が確認し法人に提出している。法人では全体を集約して評議員会の意見を聴いたうえで理事会に諮っている。決定後は、短大では委員会等に結果を報告している。予算管理は、執行担当者のほかに、予算全体を事務長が把握し、予算の執行状況を管理している。必要があれば補正予算の申請を法人及び理事会・評議員会に諮る。日常的な出納業務は、会計担当者において処理し、月次資産報告は法人部門により一括して、経理責任者（法人事務局長）を通じて報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

- ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

「学は業のためにあり、業また学でなければならないのである」とする『業学一如』の建学の精神を掲げ、幼児教育に関する専門教育を行っている。平成 28 年度に就職先、保育関係団体、同窓会、学園関係者等と意見交換を行い、本学の教育目標とする保育者像の再検討を行い「子どものために 子どもと共に 学びつづける保育者」を教育目標とした。

学生募集対策は、学生募集・入試委員会を中心に計画を立てて実施している。高校訪問は学長をはじめ全学体制により年 2 回実施することとしている。学長による高校訪問は、学校長に対して行われるため学校間の理解にも繋がると考える。オープンキャンパスは学生を動員し、学生によるワークショップや学校生活の説明等、高校生の視点にあわせて行うなどの工夫を行っている。学納金は、入学金、授業料、施設設備資金、図書費、実験実習料を学則で定めている。また、学生募集状況を考慮した学納金計画により予算策定にあたっている。

人事計画は、専任教員は短期大学設置基準等に定められる人員と本学の課題沿った人員の採用にとどめ、過度な人員とならないよう努めている。

施設設備は校舎の経年化と耐震の課題から改築が必要となっていたが、短大の規模から持続可能な対策を検討し、募集定員の見直しと大学施設に併設する計画を立てて平成 27 年度に短大校舎建設に着手し平成 28 年 4 月に完成、運用を開始した。校舎の移転により使用しなくなった建物は平成 28 年度に解体し、跡地は今後の学園の計画に沿って運用することとしている。

短大の定員管理と経費のバランスは、校舎の移転改築を計画する際に検討した。保育者不足という社会的課題と需要の面や校舎建設後の維持管理という点から募集定員を従来の 80 人から 100 人に拡大した。これにより定員規模と経費の割合は持続可能な範囲であると考えます。

経営情報の学内に対する公開は、事務職員を中心に直近の決算を基に財務状況の報告が行われた。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学園全体に共通する課題は募集定員の確保である。定員の確保により財政が改善される部分は大きいですが難しい課題となっている。そのため、補助金等の外部資金の活用、

経費削減等の工夫により財政の健全化にも努める必要があると考えられる。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、本学及び学園の発展に寄与している。理事長の職務は寄附行為により定められ、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長のリーダーシップに関しては、毎月1回、学校ごとに部門会議を開催している。その会議では、学校長、教学責任者と事務長が出席し、各学校の状況把握や懸案事項の調整のほか、理事長からの要請を行う場となっている。理事長は毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書）を評議員会に報告し意見を求めている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、第三者評価に対して理解し、責任を負っている。理事会は、短期大学発展のために、必要な情報を収集し、学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。理事会は学校法人運営及

び短期大学運営に必要な規程の改廃を適宜行っている。

理事は、本学の建学の精神を理解し、短期大学及び学園全体の健全な経営について鋭意努力している。理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されており、また学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

寄附行為における理事会の規定については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第 16 条において、次のとおり定めている。

(理事会)					
第 16 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。					
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。					
3 理事会は、理事長が招集する。					
4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを召集しなければならない。					
5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。					
6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。					
7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。					
8 理事長が第 4 項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。					
9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。					
10 前項の場合において、理事会に付議され事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。					
11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。					
12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。					

表<理事会の開催状況>（平成 30 年度）

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議 題
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H30.5.30	11	1	0	2	0	1 基本財産の処分について 2 専決処分の承認を求めることについて 3 平成 29 年度決算(案)の承認について 4 資産運用結果報告並びに資産運用計画について
H30.6.28	11	0	1	2	0	1 加茂暁星高等学校看護科及び看護専攻科実習助手就業規則(案)の制定について

新潟中央短期大学

						<ul style="list-style-type: none"> 2 理事長の辞任について 3 理事長の選任について 4 理事の辞任について
H30.8.28	10	1	0	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 1 理事の選任について 2 評議員の辞任及び選任について 3 新潟中央短期大学学則の一部改正について 4 新潟経営大学外国人留学生授業料等減免規程の一部改正について 5 新潟経営大学奨学金規程の一部改正について
H30.11.27	11	1	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> 1 評議員の選任について 2 学長候補者選考委員の選任について
H30.12.27	10	2	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> 1 副理事長の選任について 2 評議員の選任について 3 学校法人加茂暁星学園定年規程の一部改正について 4 新潟中央短期大学学長の任命について 5 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 6 基本財産の処分について 7 新潟経営大学学則の一部改正について 8 平成 30 年度第 1 回補正予算(案)の承認について 9 平成 30 年 3 月 28 日議決の「新潟経営大学教職員給与規程の一部改正、新潟中央短期大学教職員給与規程の一部改正及び加茂暁星高等学校教職員給与規程の一部改正について」を撤回することについて 10 中長期計画策定に伴うマネジメントデザインの委託契約について
H31.3.29	9	3	0	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本財産の処分について 2 学校法人加茂暁星学園定年規程の一部改正について 3 定年の特例について 4 新潟中央短期大学学長の任命について(理事就任) 5 評議員の選任について 6 平成 30 年度第 2 回補正予算(案)の承認について 7 平成 31 年度当初予算(案)の承認について 8 新潟中央短期大学学長選考規程の一部改正について 9 新潟経営大学教職員給与規程、新潟中央短期大学教職員給与規程及び加茂暁星高等学校教職員給与規程の一部改正について 10 新潟経営大学奨学金規程の一部改正について 11 新潟中央短期大学学則の一部改正について

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

平成 30 年度に新しく理事長が就任したことにより、新理事長体制のもと、学園全体の経営に係る課題等に取り組むための体制の検討が必要と考える。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、学長選考規程に基づいて選任されている。学長の前歴は、新潟県立大学子ども学科教授として学生の教育に当たると同時に、新潟県立大学学生部長、人間生活学部長の経験もあり、教育の面のみならず大学の管理・運営面での経験もある。

学長は校務を統督する立場にあり、大学運営に関してリーダーシップを発揮している。その取り組みの一つとして平成28年4月から全教職員を対象とした教職員会議を開催している。第1回会議の冒頭で学長は、「教職員が心を合わせ、力を合わせて業務を遂行することが組織として必

要である。そのためには、必要な情報を適時に共有することが大事で、そうした機会としたい。」と述べた。

平成30年度に企画運営会議を設置。会議の構成員は、学長、学科長（当該年度は学科長を置いていないため教務委員長としている）、事務長とし、必要により構成員を追加することとしている。企画運慶会議では、主に①教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等、②大学改革の推進に関すること、③大学の機能強化に関すること、④その他学長が必要と判断したものを検討・協議するほか、教授会を適切に運営するために、教授会の議題整理も行っている。

年度当初の教授会において、教員も大学職員も心を合わせて課題に取り組むよう要請し、大学運営については、よい教育・研究、喜ばれる地域貢献、きめ細やかな学生指導を常に心がけるよう所信を述べた。

学長は、本学の建学の精神を機会あるごとに、例えば、入学式等の式辞や、プレカレッジ等の際に、また学長が担当する教科等において、わかりやすく学生に語るように努めている。本学の建学の精神は仏教精神に基づく教育であるが、具体的には「業学一如」である。特に本学は幼児教育科であり、「業学一如」の理念、即ち学びを実践に活かしその実践から更に学びを深めていく態度を根幹に据えて、理論的な面のみならず、実践的な技術、態度をも重視して教育にあたっている。

また、本学園発祥の寺、大昌寺における参禅体験を行っている。

教授会及び学長を補佐する各委員会は、規程に基づき適切に運営され、短期大学の教学運営体制が確立している。

学長は、教授会を学則に基づいて開催し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。定例教授会は原則毎月1回、事前に協議事項等を示して開催している。臨時教授会は必要がある場合、適時開催している。教授会は全専任教員が構成員である。事務長が書記として出席している。協議事項と報告事項がある。教授会は、教授会規程に基づいて開催されている。議事録は整備している。議事録署名人は2名である。

本学においては学長及び教授会の下に委員会が設置され、委員会規程に基づいて運営されている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学生に対する懲戒の手続きを定める必要がある。また、教育の質の向上に向けて引き続き努力したい。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事の職務については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第 7 条、第 15 条において次のとおり定めており、適切に業務を行っている。

(監事の選任)

第 7 条 監事は、この法人に理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会が推薦する者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財務の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実が認められ、必要があると認めるときは、これを文部科学大臣の報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号により必要あるときには、理事長に対して理事会又は評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事による監査状況は下表の通りである。

表＜過去3ヵ年の監事の監査状況＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
実施時期	平成29年5月17日 5月31日	平成30年5月21日 5月30日	平成31年5月21日 5月31日	監査 監査報告
監査内容	1 収入・支出の項目の検証 2 未収入金・未払い金の確認と計上 3 仮受金・仮払金の確認と計上 4 退職給与引当金の計上額は妥当か 5 固定資産の減価償却は適性か 6 支払資金・特定資産の管理			

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2の現状>

評議員会については、私立学校法第42条に従い、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第19条において、次のとおり定めており適切に運営している。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第19条 この法人に評議員会を置く。</p> <p>2 評議員会は、25人以上38人以内の評議員をもって組織する。</p> <p>3 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。</p> <p>5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。</p> <p>6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。</p> <p>7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。</p> <p>8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

表＜評議員会の開催状況＞(平成 30 年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H30.5.30	21	4	0	2	0	1 基本財産の処分について 2 専決処分の承認を求めることについて 3 平成 29 年度決算の報告について 4 資産運用結果報告について
H30.8.28	18	5	1	1	1	1 評議員の辞任及び選任について 2 新潟中央短期大学学則の一部改正について
H30.12.27	25	3	0	2	0	1 理事の選任について 2 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 3 基本財産の処分について 4 新潟経営大学学則の一部改正について 5 平成 30 年度第 1 回補正予算(案)の承認について 6 平成 30 年 3 月 28 日議決の「新潟経営大学教職員給与規程の一部改正、新潟中央短期大学教職員給与規程の一部改正及び加茂暁星高等学校教職員給与規程の一部改正について」を撤回することについて
H31.3.29	17	10	1	2	0	1 基本財産の処分について 2 平成 30 年度第 2 回補正予算(案)の承認について 3 平成 31 年度当初予算(案)の承認について 4 新潟経営大学教職員給与規程、新潟中央短期大学教職員給与規程及び加茂暁星高等学校教職員給与規程の一部改正について

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、新潟中央短期大学のホームページ(<http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/johokokai.html>)で公表している。

<情報公開している項目>

教育研究上の基礎的な情報
修学上の情報等
シラバス、履修系統図、事務経験のある教員による科目一覧
行事日程
学校法人加茂暁星学園財務情報
自己点検・評価報告書
公的研究費に関する規程
教員の養成の状況に関する情報公開

私立学校法の規定に基づき、財務情報を学園のホームページ (<https://www.niigataum.ac.jp/houjin/>) で公開している。

<情報公開している項目>

寄附行為等の規則
財務情報（決算の概要・事業報告・監査報告）
耐震化率
在学生・生徒数

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

平成30年度から設置した企画運営会議のより一層の推進を進める。